

福岡県公報

令和 4 年 11 月 22 日
第 351 号

目 次

告 示 (第987号・第988号)

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課) ……………	1
○土地取用法に基づく事業の認定	(用 地 課) ……………	1
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○落札者等の公示	(財産活用課) ……………	3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	4
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項変更に係る公示について	(住宅計画課) ……………	4
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課) ……………	4
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6

告 示

福岡県告示第987号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

令和 4 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する要措置区域
うきは市吉井町富永字ヒカケ1577番9、1578番3及び1578番4の各一部
うきは市吉井町富永字土穴1589番1の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと(規則別表第6の1の項の中欄)

福岡県告示第988号

土地取用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 起業者の名称
北九州市
- 事業の種類
門司港地域複合公共施設整備事業
- 起業地
(1) 取用の部分
福岡県北九州市門司区清滝二丁目、西海岸一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第 3 条第 22 号に掲げる「図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館」、同条第 31 号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」及び同条第 32 号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である北九州市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、令和 4 年度土地取得特別会計補正予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、北九州市が北九州市門司区清滝二丁目及び西海岸一丁目地内において、門司区役所庁舎、港湾空港局庁舎、生涯学習センター、図書館及び多目的ホール等の複合公共施設を整備するものである。

門司港地域には、建物の老朽化の進行、交通アクセスの不便さ、分散した立地や類似施設の配置による非効率性などの課題を抱えた公共施設が点在しており、早期の改善が必要となっている。

そこで同市は、平成 28 年 2 月に「北九州市公共施設マネジメント実行計画」を策定し、門司市民会館、門司生涯学習センター、門司勤労青少年ホーム、門司図書館、旧国際友好記念図書館、門司区役所庁舎、港湾空港局庁舎を複合化や多機能化により一つの建物に集約し、複合公共施設とすることとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、JR 門司港駅周辺に整備することで、交通アクセスの利便性が向上する。また、各施設を一体的に整備する複合公共施設とすることで、床面積の削減が図られ、施設の維持管理費を削減することができる。さらに、多目的ホール等の文化施設を一体的に整備することで、より活発な活動を支える環境づくりが進み、施設の利便性の向上が図られるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されておらず、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、交通利便性、接道条件、事業費の面等から 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、事業費は中位となるものの、交通利便性が高く、立地条件に優れていることから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

前述のとおり、門司港地域には老朽化が進んだ公共施設が中心市街地を取り巻くように立地しており、これらの多くはバリアフリーに未対応であること、また、稼働率が低い状況や類似施設が複数立地していることから、運営の非効率性の問題などを抱えていること、さらに本件事業は「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に掲げられている事業であることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1) から (4) に述べたように、本件事業は土地収用法第 20 条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、北九州市から申請のあった門司港地域複合公共施設整備事業について、土地収用法第 20 条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
北九州市門司区役所（総務企画課）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字浜町字浜無田4462番1から4462番5まで、4465番2、4470番、4474番1、4479番1、4480番2、4481番2、4483番、4483番2から4483番4まで並びに大字与原字下笠屋1137番1、1138番、1139番1、1139番2、1139番4、1140番1、1141番3並びに大字尾倉字外無田4460番1並びに字浜グロ4471番1から4473番まで並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市大字西谷202番地1
宮田運送株式会社
代表取締役 宮田 将輝

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

福岡県庁舎電力供給 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

総務部財産活用課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 10 月 19 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額

基本料金、電力量料金（日本卸電力取引所の「スポット市場価格（九州エリアプライス）+接続送電サービスにおける電力量料金の料金」×30分毎の使用電力量±離島ユニバーサルサービス調整額）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮若市山口土地改良区	令和 4 年 11 月 10 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
竹野土地改良区	令和4年11月10日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮ノ陣第一土地改良区	令和4年11月10日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和4年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
一般社団法人家財整理相談窓口	支援法人の住所	東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号新宿オークタワー	令和3年9月21日

支援業務を行う事務所の所在地	東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号新宿オークタワー	令和3年9月21日
----------------	---------------------------	--------------------------	-----------

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第525号	松延 真澄	八女市黒木町本分977-1	種穂（採取）苗木（幼苗の育成）苗木（幼苗以外の苗木の育成）	松延 真澄	八女市黒木町本分977-1

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和4年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称
那珂川市道善・恵子土地区画整理組合
- 事業施行期間
令和3年7月27日から令和8年3月31日まで
- 施行地区
那珂川市大字道善、大字恵子、道善五丁目、恵子一丁目、恵子二丁目、恵子三丁目の各一部
- 事務所の所在地
那珂川市道善五丁目38番地渡辺第一ビル201
- 設立認可の年月日

令和 3 年 7 月 14 日

6 変更認可の年月日

令和 4 年 11 月 11 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市米多比字栗原1117番1番、1117番6から1117番24まで、1123番4及び1124番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市川原1295番地

栗原建設株式会社

代表取締役 栗原 昭二

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 11 月 7 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アクロスモール春日

(2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外35者	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外34者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 11 月 9 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパービバホーム福岡東店

(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1外

3 当該大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麴町五丁目1番地1	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麴町五丁目1番地1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオン志摩店
- (2) 所在地 糸島市志摩津和崎29番地1

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
A棟北側	35	A棟北側	35
A棟西側	68	A棟西側	68
A棟南西側	20	A棟南西側	20
A棟西側	16	C棟西側	16
建物敷地南側	59	建物敷地南側	59
合計	198	合計	198

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
A棟東側	308.0	A棟東側	308.0
A棟東側	221.0	A棟東側	221.0
		C棟東側	112.0
合計	529.0	合計	641.0

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設No.1	24時間	荷さばき施設No.1	24時間
荷さばき施設No.2	24時間	荷さばき施設No.2	24時間
-	-	荷さばき施設No.3	24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 トリアス久山イーストゾーン(1)

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1086番2外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
糟屋郡久山町大字山田1086番2外	146.60	糟屋郡久山町大字山田1086番2外	146.70